２　「契約数」の項には、自ら提供する全国ＢＷＡアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

［３・４　略］

５　「事業者数」の項には、自ら提供する全国ＢＷＡアクセスサービスに係るＭＶＮＯの合計数を記載すること。

［６～11　略］

様式第13の２（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

都　道　府　県	契　約　数
合　　計	
参　考　事　項	

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

６　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

２　「契約数」の項には、自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

［３・４　同左］

５　「事業者数」の項には、自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係るＭＶＮＯの合計数を記載すること。

［６～11　同左］

［新設］